宝塚西高校

ＢＹＯＤ事業先行実施に関する資料等

　【目次】

　　　　　ＢＹＯＤ事業の実施（概要と経緯）について　　　　　　…　２

　　　　　（Ｒ３年３月）事業進捗状況の報告（校内）　　　　　　…　７

　　　　　（〃　　　　）保護者への案内・連絡等の文書　　　　　…　８

　　　　　（Ｒ３年４月）ＢＹＯＤ事業の経緯報告　　　　　　　　…１１

　　　　　（〃　　　　）事業進行の流れ　　　　　　　　　　　　…１２

　　　　　ＢＹＯＤ利用規程（職員）　　　　　　　　　　　　　　…１３

　　　　　ＢＹＯＤ利用における生徒指導規定　　　　　　　　　　…１５

　　　　　（Ｒ３年５月）各教科などの取組準備状況　　　　　　　…１７

　　　　　（Ｒ３年９月）タブレット導入前、使用方法指導資料　　…２０

（Ｒ３年９月以降）タブレット配布時の保護者案内等　　…２１

保証・保険についての案内　　　　　　　　　　　　　　…２２

Ｒ４年度新入生のタブレット購入について（検討資料）　…２３

契約書（案）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…２４

手配依頼書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…３３

受領書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…３４

宝塚西高校　ＢＹＯＤ事業の実施（概要と経緯について）

令和３年５月１９日

県立宝塚西高等学校

１　本校における先行実施の状況（概要）について

（１）実施決定は２月、保護者への告知等は３月の入学者説明会にて実施。

（２）対象は新入生（本校４５回生）２３８名。

（３）４月１４日現在、新入生に配付した購入申込書を回収中。

（４）購入及びキッティング作業は大塚商会（株）を取扱業者として選定。

（５）但し、ｉＰａｄは現在品薄状態のため、生徒への配付と利用開始は早くても６月以

降になる見込み（４月当初の見込み）。

（６）具体的な今後の活用内容については、ＢＹＯＤ推進委員会で検討中。

（７）本校のネットワーク環境については、現時点でも接続状況等に不安があり、環境の

　　　改善を県教委に申し入れを行っている。

（８）その後、各教科及び実施学年（１年）においてロイロノートなどのアプリ導入を決

　　　めて導入の準備を図る。

（９）また、職員からは個人所有のｉＰａｄを県のネットワークに接続させて欲しいとの

　　　提言があり、その有効性を鑑みて県教委に申出るが現時点では拒否されている。

（10）ｉＰａｄの納付は全世界的な半導体不足により、現在も供給が遅れている。現時

点では８月以降になることがほぼ明確である。

　　　なお、納付遅れについては三者面談で保護者への説明を依頼、納付時期決定後に業

　　　者（大塚商会）からエンジニアを派遣してもらい、キッティング作業を実施し、併せて配付準備をすすめると共に、保護者にＡｐｐｌｅＣａｒｅの案内を配付する。

　　　（なお、AppleCareは納品１ヶ月以内、希望者が直接申し込む）

２　機器選定などについて

（１）導入機種　ｉＰａｄ１０．２インチ

（第８世代３２ＧＢWi-Fiモデル；iPadOS14）

（２）機種選定の理由

　①選定時の利点

　　・アプリケーションの種類が豊富で統一的に使用しやすい。

　　・バッテリーの駆動時間が比較的長く、耐久性にも秀でている。

　　・汎用性が高く、高校卒業後に大学などでも継続して使用しやすい。

・将来の機種変更時の買い取り価格等も比較的安定している。

　②選定時の課題

　　・価格は比較的高め。個々に機種を選択した場合には価格はかなり安くなる。

　　・人気の機種であり、集団購入の場合には時間がかかり４月使用は困難。

　　・特典のアカデミアパックについて高校生は対象外。

③選定時の留意点

　　・価格に重点を置いた場合、機種によって利用時に差が生じる場合がある。特にバッ

テリーが早く上がってしまった場合、その生徒が不公平になる可能性がある。

　　・機種を統一することで、実際の活用をスムーズにすることを最優先に考慮する。

　　　機種によって接続やアプリケーションの状況が異なり、その対応で授業の進行が滞

る事態を避ける（機種を統一しておけば、接続にトラブルが生じた場合の原因をネット環境のみに絞り込み、対応することができる）。

３　導入時における課題など

　　ＢＹＯＤ事業の導入に係る課題は多く、本校でもそれが解決されているわけではない。　　　ＢＹＯＤ事業はあくまでも生徒が自分のタブレットを持参し、学校のみならず自宅にお

いても効果的な学習を行うのがこの事業の基本的姿勢だと考えられるので、購入するタブ

レットは生徒の私物であり、公共のネットワークを利用する機会が増えることを前提とし

ているので、個人のプライバシーに最大限留意することが求められる。

　生徒の私物を公共のネットワークに繋ぐことを実施しつつ、職員には個人のタブレット

の接続を認めないなど、矛盾点が今後さらに表面化すると思われる。

　　なお、〔追記〕とあるものについては、７月末の時点で追記した課題である。

〔１；購入・設定等の課題〕

（１）本体の購入費用をどのようにして徴収するのか。

　　　→購入費用を追加で徴収することは、保護者の理解も得にくく、学校も負担になる。本校では入学時の授業料等の納付時に合わせて徴収した。この際、従来購入していた電子辞書などの購入を取りやめるなどの削減を行い、家庭の負担が総額的には少しでも変わらないように配慮した。

（２）４月の導入には間に合わず、５月以降になる場合、保護者の理解は得られるか。

　　　→説明会ではまず最初にこの点を説明して理解を求めた。学校としてはそれまでの間に活用方法についての十分な理解と、職員が活用する際の技術の習得、さらに情報マナーやモラルの指導に時間を割くことなどの効果をアピールしている。

（３）校内無線ＬＡＮアクセスポイントを利用してネットに接続するが、そのための設定作業をどのようにして行うのか。

　　　→設定作業については、①職員が行う、②生徒が行う、③業者に委託するの三つが想定される。

①については職員の負担が考慮される。特にこれが情報担当などの一部職員の負担が嵩むことが懸念された。また、職員が設定中に何らかのトラブルが生じた場合、タブレットが私物である以上は作業した職員の責任が問われる。

②については設定するためのＩＤやパスワードを一時的であっても生徒に公開することになり、セキュリティ面での懸念がある。また、設定に係る時間と手間は教員の負担になる。

　③は設定するための作業を行ってもらう場合には費用がかかる。この費用も含めて購入代金として考える必要がある。

　→結論として本校では③を採用、ネットワーク接続のための作業（キッティング作業）を併せて大塚商会（株）に依頼した（後述）。

（４）既にタブレットを持っているという場合にはどのように対応するのか。

　　　→この点については本校でも現在対応中である。基本的な考え方としては、できるだけ全員に同機種を購入してもらう方向であることを徹底し、そのうえでケースバイケースで対応している。具体的には、

①iPadを既に保有している場合にはキッティング作業のみを行ってもらう（費用もその分だけ支払う）。

②但し、iPadが古いタイプでOSによってはアプリの導入や接続が困難な場合があるので、実際にその場合は持参して確認し、利用が難しいようであれば購入してもらうように依頼。

③その他のタブレット、パソコンについては新規に購入してもらうように依頼している。

（５）保険（Apple商品の場合はApplecareを含む）の加入はどうするのか。

　　　→先述の通りiPadが私物であることから、保険についても各自の判断で入ってもらうことを原則としている。入学説明会で事前に配付した確認書でも明記しているが、できれば保険などに加入してもらった方がありがたいので、Applecare、もしくはタブレット用の保険について業者に情報を提供してもらい、案内を配付する。

（６）付属品の購入についてはどうするのか。

　　　→付属品として本校ではキーボードとタッチペンは必需品とし、必ず購入してもらう方向で考えている。その他、保護カバー、保護シールなどの付属品についても原則としては各自で購入してもらう方向である。今後、可能であれば業者に依頼して、必要数を一括購入（Appleの純正品は非常に高価なので、良い品質のものを）する場を設定することも、保険も含めて検討している。

（７）授業等で使用するアプリケーションについてはどうするのか。

　　　→現時点では未購入。今後、実際に機器が入手された段階で購入する。購入に際しては基本的に個々でAppleのカード等を購入して利用することになる。

　　〔追記〕

　　　　その後、アプリケーションについては本来想定していた辞書アプリよりもホームルームで活用するロイロノート、英語でスピーキングのチェックを行うリピートーくなどのアプリの方が実用性が高いことが分かった。辞書アプリについては今後は無料、或いは必要な生徒は購入する形にして、ロイロノートのようなアプリを導入した方が良いのでは、という意見が多い。

　　　　なお、ロイロノートも今年度はお試しで無料になっているが、次年度以降は有料になる予定。ただ、Edtech事業の普及がどこまで続くのかは不明である。

（８）機器の故障、破損、紛失などがあった場合にはどうするのか。

　　　→学校としては破損などの責任は負えない。私物として各自で大切に扱ってもらうが、現実には何かあることが想定される。そのため、入学説明会での内容確認と購入承諾書で保護者の理解を求め、保険や保護カバー購入を奨励、盗難防止のための施錠の徹底などを行う。それでも破損などは起こる可能性があり、場合によっては買い換えをしてもらう可能性があることも念頭に置かざるを得ない。

（９）〔追記〕使用上のルールについて

　　　→生徒用、さらに職員用ルールは別記。

　　　　現時点では職員の使用ルールについて、職員が個人のタブレットを接続できない

　　　点は、今後さらにＩＣＴの活用を進めることを図るならばマイナスにしかならず、

　　　非効率的である。わざわざ校内では配備済のサーフェイスに繋ぐのは煩雑であり、仮に数年後にサーフェイスを返却する場合はどうするのか。職員の不祥事が心配なら職員で私物を繋ぐ際には管理ソフトを必携とするなどの対策が考えられるが、そこまで職員を信用できないというのも如何なものか。今後の課題である。

（10）〔追記〕個人購入の方が早く入手できたのではないか。

　　　→実際、同じ機種を指定しただけで、後は各自で購入する方法にした場合、その学

校では多少は遅れても現在は配付されていると聞いている。しかし、個人購入と団体購入はApple社の場合も別ルートで提供されており、現時点で個人購入が早かったのは偶然に過ぎない。また、他機種の場合でも現段階ではともかく、今後の半導体流通状況によっては他社にも影響することは確実である。現時点の配備状況だけで即断するのは早計である。

〔２；活用時の課題など〕

（１）実際に何を行うのか。

　　　→実際の導入時に何を行うのか、本校では現在以下の内容を実施予定である。

①日々の連絡に活用。学校でほぼ全員が利用しているメールサービスのほか、スタディサプリを今年度から１～３年で導入しており、双方向でのメール配信が可能。

②スケジュール管理（現在行っている手帳によるスケジュール管理を拡充）

③スタディサプリの利用による学習の親展

④小テストの実施、採点（不得意分野の確認も可能）

⑤各教科による利用（生徒に“使わせる”授業を考えることが求められるが、現実には一部の教員の活用にとどまる可能性がある）

　　→今後使用率を上げる必要はあるが、環境整備に従って拡大すると思われる。

⑥プロジェクターを活用し、教室での授業展開を多様にする。

　　→AppleTVを本校では導入済み、今後さらに活用幅の拡大が期待される

⑦Zoomなどのアプリを使ってミーティングなどを実施、面談なども実施可能。

⑧ホームルーム等で実施するアンケートの回収

⑨Googleclassroomなどを用いたリモートでのホームルームが可能。

（２）今後の活用について、どのような検討を行っているか。

　　　→現状では（１）の⑤について特定の教員のみが取り組んでいる状況である。この点については今後、ＢＹＯＤ事業推進委員会にて検討を行い、より多様な活用ができるように情報提供、提案、さらに教員研修についての具体的内容を協議していく予定である。

　　　　現時点での協議の最重要テーマは⑤と、実際の使用時のマナーの検討である。

　　　　なお、同委員会の構成については旧年度中は導入方法についての検討が主であったが、今後は教科等での活用内容、さらに使用上のマナーなどについての協議が重要になってくると予想されている。今年度の委員会は教頭を主とし（情報の技術的なことだけでなく業者との交渉、教科間の折衝等を含むため）、情報担当、教務部・生徒指導部・進路指導部・特色教育推進部・各学年の担当、さらに各教科（すべての教科）の担当から構成される。

（３）セキュリティ上の課題について

　　　→高校生が学校のネットワークに不正アクセスを試みる可能性は皆無ではない。但し、本質的にiPadが私物である以上、マナー指導を徹底することが第一である。

　　　　ＭＤＭ（Mobile Device Management）について本校は導入しない方向である。本校としては生徒のマナー指導を徹底することで、トラブルの発生防止に努めたい。

①まず前提条件として、購入するタブレットが生徒の私物である。県の備品として購入する場合ならともかく、私物をＭＤＭで管理することは理解を得にくい。

②ＭＤＭを個々のタブレットに入れるための費用も個人負担になる。

③不正行為を行う場合、県のネットワークを使用しなくても可能。

④利用する県のネットワークには強力なセキュリティが備わっている。

⑤生徒の個々の不正行為を想定し、それを常時監視するのでは学校に対する信頼を却って失う可能性がある。また管理を担当する教員の負担も大きい。

（４）使用上のルールについて

　　　→現在検討中であるが、基本線としては以下のような内容を検討している。

①個人のスマートフォンは、従前通り校内での使用を禁止。

②学習活動等の教育活動に関する場合、校内でのタブレット使用を許可し、休み時間等についてもタブレットの利用を許可する。

　（ただし、現時点ではタブレット保有は１年のみとなるので、今後に備えて２・３年はスマートフォンを教員が許可した場合に限って校内での利用を認めるなどの意見もあり、現在検討中である）

③タブレットを校内で充電することを禁止。

④ネット使用についてのマナーを守り、学校が不適切と判断した行為を禁止。

⑤ユーザーＩＤとパスワードの管理の徹底

⑥教育用クラウドのメールアドレスを使用した外部からのメール受信は不可。

⑦教育用クラウドのアカウントによるＳＮＳ利用等の禁止。

⑧公衆無線ＬＡＮ等信用度の低い通信サービスの利用禁止。

（５）ネットワーク接続の問題

　　　→昨年度のネットワーク増設工事の結果を受けても、なお接続状態は完全ではない。

本校の場合には最初の接続工事時に問題があったようで、現在再度の増設工事を依頼している。その他、今後想定される事態はいくつかあり、各校では対応が困難であるので県教委に速やかな対応を依頼する必要がある。

　　　　具体的には、県のプロシキが停止したり、または電波干渉が起こる可能性もある。

こうした場合にはネットを使用することができなくなるので、その場合の対策も併せ

て考える必要がある。

　　　　また、ネットを活用する教科書準拠のコンテンツであるにもかかわらず、県のセキ

ュリティフィルターに排除されることもあった。今後、使用の幅が広がるにつれてセ

キュリティの壁が円滑な教育活動を阻む可能性がある。

　さらに、県庁ハイウエイ全体の容量に限界があるので、多数が使用時には繋がりに

くくなることが想定される。今後、ＢＹＯＤが順調に浸透すればするほど、接続が困

難になることもありうる。さらなるネットワーク環境の改善を望む。

資料１　　　　　　　　　ＢＹＯＤ事業について（現状報告）

令和３年３月２日

１　購入機種等について

（１）購入予定機種　ｉＰａｄ10.2インチ（第８世代３２ＧＢWi-Fiモデル；iPadOS14）

（２）導入時期　　　４月申し込みの場合、導入は５月以降

　　　　　　　　　　現時点では購入契約後約８週間が必要

３／２職員会議資料

（事業の経緯報告）

（３）購入方法　　　学校一括申し込み

　　　　　　　　　　学年諸費として徴収し、一括支払い

（４）付属機器など　必要に応じて各自購入（業者を通じた販売案内等は今後検討）

２　ＢＹＯＤ事業実施の日程

（２月２１日）ＬＡＣ合格発表　…導入の方向性について告知プリント挿入

（２月末）　　ホームページにも告知、本校の基本的な方向性を掲載

（３月１１日）第２回BYOD事業推進委員会（15:00頃～考査打ち合わせ終了後）

委員会終了後、ネットワーク接続状況確認作業

（３月２３日）合格者説明会　…導入の方向性について合格者説明会で説明

（４月初旬）　ｉＰａｄ購入のための手続き開始

　　　　　　　本体代金の一括支払い、事前納入（学年費として一括納入）

（５月以降）　購入後に本体が届くのは５月以降（夏前になる可能性も）

（本体到着後）校内でキッティング作業実施、作業後に本人に配付

３　今後の検討課題

（１）合格者招集時の説明内容について

　　　・購入の方法、キッティング作業等の了承

　　　・私物であり破損時等は個人責任であること等の了承

　　　・購入後の原則的な使用目的についての紹介

　　　・保険、付属品などについての説明と、今後の購入についての紹介

　　　・原則的な使用ルールについて

（２）４月以降の説明、検討内容について

　　　・各教科における具体的な使用内容

　　　・今後購入するアプリなどの紹介

　　　・保険、付属品などについての詳細な説明

　　　・校内での使用ルールの詳細、リテラシーについて生徒への説明

（３）教員研修の必要

　　　・使用方法についての習熟

　　　・各教科等における活用方法の検討

（４）ネットワークの設定など

　　　・教員用iPadの購入等を含め、ネットワーク設定の向上を県教委と継続交渉

資料２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年３月２３日

３／２３　合格者説明会

保護者配付資料

（事業の経緯報告）

合格者及び保護者の皆様

県立宝塚西高等学校

校長　　樋口　正和

ＢＹＯＤによるタブレットの活用について

　合格おめでとうございます。

　兵庫県では文部科学省の推進するＧＩＧＡスクール構想を受け、県立学校におけるＢＹＯＤ（Bring Your Own Device）の導入を予定しております。本校ではこのＢＹＯＤによるタブレットを活用した学習等を令和３年度入学生から実施いたします。

　つきましては、令和３年度の新入生（４５回生）の皆さんには、各自１台のタブレットを購入していただき、学習環境の充実と情報活用能力の向上を図りたいと考えております。

保護者の皆様にご負担をおかけして大変心苦しくは存じますが、今後の教育や社会における情報活用能力育成の重要性を鑑み、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

記

１　事業の概要について

今後、情報活用能力が学習の基礎となる資質及び能力の重要な一翼を構成し、こう

した能力を活かすための工夫が学校教育に求められている現状を鑑み、１人１台タブレット端末を持参し、授業のみならず、日常学習での活用等を推進する。

２　購入予定機種　ｉＰａｄ１０．２インチ（第８世代３２ＧＢWi-Fiモデル；iPadOS14）

３　購入予定価格　本体価格及びネットワーク設定費用　計￥３８，０００程度

４　購入方法　　　学校一括申し込み（学年諸費からの支払いを予定）

５　開始時期　　　５月末～６月上旬

６　付属機器などについて

（１）保険　　　各ご家庭で必要に応じて加入してください。

（２）付属機器　必要に応じてキーボード、タッチペン、保護ケースをご購入ください。

（３）アプリ　　購入直後は特に必要ありません。今後、必要に応じて連絡いたします。

　なお、タブレットの利用開始時に付属機器等の必要なものについて連絡いたします。

７　その他

　　　ＢＹＯＤ事業については、購入されるタブレットは個人の私物であり、学校以外の場でも積極的に活用していただくことを目的としています。そのため機器の故障、盗難、破損などのトラブルについては個々の責任となることをご了承いただき、事業について別紙の確認書を３月２５日（木）にご提出ください。

本件に関するお問い合わせは以下までお願いします。

　　県立宝塚西高校教頭　田中　℡０７９７－７３－４０３５

資料３

３／２３　合格者説明会配付

内容確認書（３／２５回収）

（事業の経緯報告）

県立宝塚西高等学校長様

ＢＹＯＤ事業についての確認書

令和３年度ＢＹＯＤ事業について、以下の事項を確認しました。

１　ＢＹＯＤ事業の開始に際し、学校一括でタブレットを購入します。

２　購入するタブレット端末はｉＰａｄ１０．２インチ（第８世代３２ＧＢWi-Fiモデル；iPadOS14）です。これ以外のタブレットは校内のネットワークに接続できない可能性があります。

３　タブレット端末の購入費用は、学年諸費のうちから支出します。

４　タブレットについては個人の所有となり、学校のみならず、家庭学習等に使用することもできます。

５　タブレット端末の利用にあたって起こりうる故障、破損、盗難等につきまして、学校としましては一切の責任を負えませんので、ご家庭で保険の加入、保護カバーの購入等についてご検討ください。

６　購入したタブレットの使用開始は、５月下旬以降になります。

７　付属機器、アプリケーション等については、今後必要に応じて各自で購入していただきます。その際にはご案内をさせていただきます。

８　タブレットの充電を学校で行うことはできません。必ずご自宅で行ってください。

９　学習に関係ない機能を校内で使用することはできません。

10　校内のネットワーク使用時には、学習に関係ないサイトなどにつなげることはでき

ません。

11　最近ではインターネットを使ったトラブルが多発しています。校内でのネット使用については教員の指示に従って活用してください。

12　ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等で他者の個人情報を漏らしたり、中傷する等の行為を行ったり、インターネットを悪用したさまざまな不法行為等に関与している場合等、犯罪や人権侵害に該当する行為については、関係機関と連携して

　　対応する場合があります。

13　授業と関係のない目的で使用、もしくは考査中に考査会場に持ち込んでいる場合や不正行為に使用した場合については厳しい指導を行っております。

令和３年３月２５日

　　　　　　　　　　　　　　　　（合格者番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　（合格者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　（保護者名）

資料４　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年４月８日

４／８配付　購入申し込み書

第４５回生保護者の皆様

県立宝塚西高等学校

校長　　野崎　雅弘

ＢＹＯＤによるタブレットの購入申し込みについて（お願い）

　春暖の候、益々ご清栄のことと存じます。このたびはご入学おめでとうございます。

　さて、先日の合格者説明会で説明させていただきましたとおり、本校では４５回生からＢＹＯＤ（Bring Your Own Device）事業を導入いたします。内容については先日配付した確認書のとおりとなりますが、全体で購入することで価格を押さえたいと存じますので、

株式会社大塚商会を通じて購入の手はずをすすめて参ります。

　つきましては、下記の購入承諾書にご記入の上、４月１４日（水）までに担任までご提出ください。なお、費用は学年費から一括して支払いをさせていただきます。なお、納品は現在の在庫状況が品薄のため、５月末以降となることをご了承ください。

記

１　購入機種　ｉＰａｄ１０．２インチ（第８世代３２ＧＢWi-Fiモデル；iPadOS14）

　　　　　　　なお、ｉＰａｄ以外の機種ではネットワーク接続が困難になります。

２　購入価格　本体価格及びネットワーク設定費用　計￥３８，０００程度

３　保険等　　納品日が判明次第、applecareの案内を配付させていただきますが、申し込

みは任意となります。その他、キーボードなどの付属品の購入についても

後日改めて連絡させていただきます。

４　その他　　既にｉＰａｄを保有しており、相談を希望される場合は、４月１４日まで

　　　　　　　に担任までご連絡ください。後日、学校での利用が可能かどうかを確認し

　　　　　　　ますが、設定が困難な場合には購入していただくことになります。

本件に関するお問い合わせは以下までお願いします。

　　県立宝塚西高校教頭　田中　℡０７９７－７３－４０３５

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｷﾘﾄﾘ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

購入承諾書

令和３年４月１４日

ＢＹＯＤ事業の実施に伴い、ｉＰａｄの購入申し込みを承諾いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔生徒〕１年　　組　　番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名前）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔保護者〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名前）

資料５　　　　　　Ｒ３年度宝塚西ＢＹＯＤ事業について（経緯）

令和３年４月６日

〔１　これまでの流れ〕

４／６　職員会議資料

（実施状況の確認）

＊２／２１　ＬＡＣ合格発表　→合格者に案内プリント配付

　　　　　　　　　　　　　　　　３月１日にホームページに掲載

＊３／２３　合格者説明会　→保護者への説明、「確認書」の配付

＊３／２５　合格者招集日　→「確認書」の回収（未回収者は４／６に回収）

　（※）取扱業者を「大塚商会（株）」に決定、本体の発注とキッティング作業を依頼

〔２　今後の流れ（予定）〕

＊４／　８　入学式　　　　→新入生に「ｉＰａｄ購入届」を配付（４／１４回収〆切）

　（※）原則として全員一括購入

　　　　既に保有しているｉＰａｄを利用する場合には応相談

　　　　その他のタブレット、ＰＣの利用は全体での利用時に支障が想定されるため、

同一機種購入の承認を依頼する。

＊４／１６頃　新入生から購入届を回収し、購入数を確定　→大塚商会に発注

　（※）同時に教員で私物として購入を希望する場合も併せて発注

　　　　発注は生徒（新規購入＋キッティング申し込み、既に保有しキッティングのみ）

　　　　及び職員（同じ）を併せて行う

　（※）「apple care」の希望者確認はおこなわない。納品後に必要なら各自で加入

　↓

　（※）発注から納品まで、現時点では８週間以上係る見込み

＊６月中旬～７月下旬頃　納品

　　　　　　　　　　　　大塚商会から請求書到着、学年費より支払い

＊納品後　ネットワーク設定作業（キッティング作業）

　（※）作業は本校内でネットワークの接続状況を確認しながら実施

＊キッティング作業終了後　ｉＰａｄを生徒に引き渡し

　　　　　　　　　　　　　　→「apple ID」を取得し、本格的利用開始へ

〔３　その他〕

（１）利用マナー、モラルに関する生徒への指導

　　　　…学習合宿を含め、本来の学習目的を逸脱した利用がないように丁寧に指導

（２）保険への加入

　　　　…「apple care」申し込み者以外について、各自で保険や保護対策を奨励

（３）アプリ、アクセサリの購入について

　・アプリケーション　各教科で必要なアプリケーションを選択

　・アクセサリ　（必携）キーボード

　　　　　　　　（必要に応じて購入）タッチペン、防護シール、本体カバー

　　　　…今後の利用状態に応じて選択（必要なら大塚商会から一括購入も検討）

資料６　　　　　Ｒ３年度宝塚西ＢＹＯＤ事業について（実施の流れ）

大塚商会との確認資料

令和３年４月６日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 校内行事 | 学校側 | 業者（大塚商会） | 備考 |
| 4/8 | 入学式 | 購入承諾書配付 |  |  |
| 4/14 |  | 購入承諾書回収 |  |  |
| 4/16 |  | 確定購入数提出 | 確定購入数受領本体をapple発注 | iPad購入者、キッティング作業申込者数の確定（但し、予定より数日遅れる可能性あり） |
| 4/22～23 | 学習合宿 |  |  |  |

　　　　　　　　　　（納品見込み時期判明後）**納品時期が遅れ、８月以降になる予定**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校側 | 業者側（大塚商会） | 備考 |
| （必要なアクセサリー、アプリについての検討）②applecare、保険についての案内作成、保護者への配付 | ①納品見込み時期判明後、学校に連絡 | できる限り早めに連絡を希望・applecareや保険についての資料・アクセサリー（保護カバー、キーボード等）の購入会？の検討 |
| （キッティング日程の検討） | 今後の手続きやアクセサリー・保険購入の案穴井を配付して準備 |
| ③大塚商会に発注数のiPadが納品 | 日程の最終確認 |

　　　　　　　　　　　　　（納品後の日程）

（注）**applecareの申し込みは納品後30日限定のため、できるだけ短い作業日程で引き渡し**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校側 | 業者側（大塚商会） | 備考 |
| ②校内作業の準備 | ①キッティング作業の準備 |  |
| 　③校内でのキッティング作業の実施 | 校内ネットワークを活用 |
|  | ④作業確認後学校に引き渡し |  |
| ⑤iPad受領、生徒に配付　AppleIDを各自が取得 |  | 請求書の提示学校側から一括支払い |
| ⑥各自でapplecare、もしくは別途保険などに加入 |  | 保険、アクセサリーの購入方法について別途検討 |
| ⑦キーボードなどを購入 |  |
| ⑧授業等で活用 |  | 活用時マナーの徹底など |

（注）ＢＹＯＤにおけるｉＰａｄは個人の私有物であり、保険・アクセサリー・アプリの購入については原則として各自で行うものと考える。

宝塚西高校ＢＹＯＤ利用規定（職員用）

職員及び全般的規定

（原案）

令和３年３月１８日（案）

１　目的

　本規定は、兵庫県立宝塚西高等学校において生徒自らが使用するタブレット端末（以下、「端末」という。）を利用して行う教育活動（当該行為を「ＢＹＯＤ（Bring Your Own Device）」という。）のために、適切な運用を図ることを目的とする。

２　利用基準について

　校内における情報セキュリティ等については、兵庫県教育情報セキュリティ対策基準に基づく。

３　端末利用可能範囲

　生徒に対しては学習活動や部活動、学校行事等の教育活動に関係することであれば、Webプラウザによるインターネット閲覧による調べ学習、クラウド学習サービスの利用、電子メールでのやり取りなどを認める。職員のネットワーク利用についてもこれに準じる。

（※）校内ネットワークを職員のタブレットに接続する件については、あくまでも現時点の対策基準に準じて作成しており、その非効率性などから現在教育企画課に改定に向けた折衝を行っている。

４　利用上での注意

　校内でＢＹＯＤ端末を利用する生徒及び職員（以下「ユーザ」という。）は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

（１）校内での利用は、教育上必要な場合に限る。

（２）コンピュータウイルスの感染を防止するため、有害なプログラムを使用、または提

　供してはならない。

（３）情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しない内容を十分吟味すること。

（４）誹謗中傷にあたる行為を行ってはならない。

（５）閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。

（６）学校が禁止する行為を行ってはならない。

（７）法令に違反する、または違反するおそれのある行為を行ってはならない。

（８）学校が不適切と判断する行為を行ってはならない。

５　教育用クラウド（Office365、G suite）の認証ユーザIDの管理について

（１）ユーザは、認証ユーザIDのパスワードを他人に知られることがないよう、適切に

管理しなければならない。

（２）ユーザは、認証ユーザIDのパスワードが漏洩、もしくはその可能性がある場合、教

職員に報告し、変更申請を行わなくてはならない。

（３）パスワードは、定期的に変更するものとする。

（４）教職員は併せて生徒の個人情報に対して最大限の配慮を払うものとする。

６　教育用クラウド使用上の注意

（１）教育用クラウドは端末のみでなく、個人のスマートフォンや自宅のパソコンからで

もアクセスすることができる。

（２）教育用クラウドの個人情報の収集

　　　教育用クラウドでは、各クラウド内の各種サービス（アプリやソフト等）を効率的、

効果的に利用するために、個人情報を収集する場合がある。なお、各教育用クラウド

は教育用での運用となるため、広告目的のための第三者への情報提供を行っていない。

　（※）Microsoft；プライバシーステートメントでは、「マイクロソフトのクラウドサー

ビスでは、児童・生徒の個人データを収集したり、使用したりすることはありませ

ん。」と規定。

　（※）Google；プライバシーに関するお知らせで、「幼稚園から高等学校までのG suite

ユーザについては、ユーザの個人情報をGoogleが広告の表示目的で使用すること

はありません」と規定。

（３）教育用クラウドのメールアドレスを利用して、外部からのメールは受信できない。

（４）Teams及びGoogle Classroom内で、個人グループ（チーム及びクラス）の作成を

してはならない。

（５）教育用クラウドのアカウントを使って、YouTubeへ動画を登校したり、SNS等に登

録してはならない。

７　端末のセキュリティ対策

（１）ユーザは、端末のOSのバージョンを最新版に更新しておくように努めなければな

らない。

（２）アンチウイルスソフトウエアを導入可能な端末を利用しているユーザは、当該端末

にアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければな

らない。

（３）信頼できないアプリのダウンロードや、信頼できないWebサイトへのアクセスを行

ってはならない。

（４）公衆無線LANその他信頼性の低い通信サービスを利用してはならない。

（５）第三者が端末を使用できないようにパスワードロックを設定することが望ましい。

８　その他

（１）ユーザは、ネットワークの不都合や不正利用等を覚知したときは、速やかに教職員

に報告する。教職員の場合は管理職に直ちに報告する。

（２）教育委員会及び学校は、端末でのWebプラウザの利用、クラウド学習サービスの利用、電子メールの利用に関してユーザに生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（３）教育委員会及び学校は、タブレット端末使用にあたって生じうる損害（故障、破損、

紛失、盗難等）については、一切の責任を負わない。

（４）教育委員会及び学校は、ユーザに対し、クラウド学習サービス、電子メールなどを間断なく提供する義務をおうものではなく、何らかの理由によりこれらがユーザに提供されなかった場合において、ユーザに損害が生じても一切の責任を負わない。

（５）教育委員会及び学校は、ＢＹＯＤにおいて得られる情報等に関し、その完全性、正

確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も負わない。

（６）教育委員会及び学校は、ユーザが使用する端末（当該端末にインストールされてい

るソフトウェアを含む）について、一切動作保証を行わない。

（７）教育委員会及び学校は、ユーザが第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任

を負わない。

生徒向け基本規定

（６月策定）

**ＢＹＯＤ利用における生徒指導規定　生徒配付（案）**

令和３年６月３０日

１　はじめに

（１）この規定は、兵庫県立宝塚西高校において、生徒が自らのタブレット端末を利用し

て行う教育活動（これを「ＢＹＯＤ」という）が適切に運用されることを目的とする。

（２）ＢＹＯＤにおいては、学習活動や部活動、学校行事等の教育活動に関することであ

れば、校内ネットワークを利用してクラウド学習サービス（Office365、Gsuite）の活

用、インターネットを利用した調べ学習などを行うことができる。

（３）生徒はＢＹＯＤに際しては法律に則り、この規程に定められた内容を遵守し、社会

的な良識に基づいて利用しなければならない。違反した場合には厳しい指導の対象と

なる。

（４）ＢＹＯＤに利用するタブレット端末はこれを利用する生徒の私物であり、端末の損

害（破損、故障、紛失、盗難など）や、ネットワークの不都合、もしくは不正使用な

どにより生じた損害については学校及び教育委員会は一切の責任を負わない。

（５）生徒の不正使用によって第三者に損害が生じた場合には賠償責任が生じる可能性が

あり、利用に際しては自己責任が生じることを理解する。

２　タブレット端末の取扱いについて

（１）校内ネットワークを利用することができるタブレット端末は、学校において購入、

または使用許可を得たものに限る。

（２）生徒が校内で利用できる端末は上記で認証されたタブレット端末のみである。自身

のスマートフォンなどは校内では電源を切って鞄に入れなければならない。

　（※）現２年、３年について

特に教育活動で使用するために教員が許可をした場合に限って、スマートフォンを

校内で使用すことができる。但し、校内のネットワークに接続することはできない。

なお、この追加事項の有効期限は全学年がＢＹＯＤの対象となる令和５年３月末で

ある。

（３）校内での端末利用は、教育活動に関する場合にのみ使用可能である。教育活動に無

関係な利用を行うことはできない。授業中に教員の指示なく使用したり、校内で教育

活動に無関係な利用（無関係な動画の視聴、写真の撮影などの行為）を行うことを禁

止する。

（４）学校のコンセントを用いて、タブレット端末の充電をおこなってはならない。

（５）授業中に使用する場合でも、法令遵守に留意する。特に、インターネットで閲覧も

しくはダウンロードした情報については著作権保護に留意しなければならない。

３　タブレット端末使用時の注意

（１）コンピュータウイルスの感染防止のため、有害なプログラムを使用、提供する行為

をしてはならない。

（２）公衆無線ＬＡＮその他信頼性の低い通信サービスを利用してはならない。

（３）端末は常に最新のＯＳにバージョンアップしておく。

（４）信頼できないアプリのダウンロード、信頼できないwebサイトへアクセスを行ってはならない。

（５）端末にはＬＩＮＥ、ツイッター、Facebook、インスタグラムなどＳＮＳのアプリケ

ーションを入れてはならない。

（６）教育用クラウドのアカウントを利用して、YouTubeへ動画を投稿するなどの行為を

行ってはならない。

（７）教育用クラウドで利用可能なメールアドレスを用いて、外部からのメール受信を行

うことはできない。また、発信する場合は教員の許可を必要とする。

（８）生徒はネットワークの不都合や、不正使用の警告などがあった場合には、速やかに

端末の利用を停止して教職員に報告し、その指示に従う。

（９）生徒は認証ユーザIDのパスワードが他人に知られないように、情報管理を適正に

行わなければならない。パスワードは定期的に変更しなければならない。また、パス

ワードが漏洩、もしくはその可能性がある場合には、速やかに端末の使用を停止して

教職員に報告し、その指示に従う。

（10）端末を用いて以下の行為を行うことを固く禁止する。もちろん、ＢＹＯＤに利用す

る端末以外においても以下の行為を行うことがあってはならない。こうした行為を確

認した場合には、必ず教職員に報告、相談することとし、行為を行った場合には特に

厳しい指導を行う。

　　　①誹謗中傷に当たる行為を発信する。

　　　②他人の情報を勝手に利用し、発信する。

　　　③他人になりすまして情報を発信する。

　　　④違法な情報を閲覧し、ダウンロードする。

　　　⑤広告を掲載するなどの営利行為を無断で行う。

　　　⑥他人の端末を使用、もしくは貸し借りを行う。

　　　　なお、こうした行為はタブレット端末以外の、自分のスマートフォンで行っても

　　　厳しい指導の対象となる。このほかに、他人が貶められたり、被害を受けるような

　　　行為は決して行わない。

【校内規定について】

**その他（現時点の規定には挙げていないが、今後協議した方が良いと思われるもの）**

（１）生徒の端末利用について

＊アプリケーションソフトのダウンロード、機能の拡張は許可なく行わない。

　　→校外での活動を制限することにならないか？

＊校内での使用時間　→下校時間に準じて明記した方が良いか？

＊違反行為に対する指導内容（基本案）

　　→（説諭）コンセント利用など、但し発見時には学年・指導部に報告、

　　　（反省文記入）授業中の目的外使用は保護者に連絡、重複時は別途指導を検討

　　　（特別指導）誹謗中傷などの行為、

（２）教員の利用について

＊ＢＹＯＤに使用する端末を成績処理等を行うＰＣ等に繋がない。端末には生徒の個人情

報などの機密事項を保存しない。

＊校内ネットワークに繋ぐタブレットはあらかじめ指定する

　（※）個人のタブレットの接続については県教委と協議中。但し、セキュリティの管

理の面で課題があることも確かなので、漏洩・紛失防止を図るための対策が必要。

＊メール等を用いた教員と生徒の個人的なやりとり、写真等のデータ交換の禁止。教員の

個人メールによる連絡なども教員の個人情報保護の観点から禁止。学習指導等の連絡をどうするか、可否の判断、保護者の理解、時間ややりとりの方法について検討が必要。

ＢＹＯＤ事業に係る各教科の取り組みについて（資料）

令和３年５月２４日（資料）

１　内容について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問 | 教科 | 各教科からの意見 |
| ①授業について | 国語 | ・学習内容の興味付けとして、関連のホームページや学習コンテンツの資料動画を視聴する。・調べ学習や、発表のためのパワーポイント作成、ワープロソフトでの文書作成の練習など |
| 地歴 | ・統計データや画像、動画などの提示・調べ学習での利用・ディベート、意見表明の際のグラフでの集約(グーグルフォームなど)・端末による小テストの実施 |
| 数学 | ・パワーポイントの活用、映像を流して見せる。・小テストの実施 |
| 理科 | ・実験の記録等に活用・探究活動における調べ学習 |
| 保体 | ・実技動作の撮影をして、自分の動作を客観視させる。・ゲーム内容の分析（スコアや連携した動き方など） |
| 芸術 | 〔美・書〕調べ学習　…創作、製時の題材〔音美書〕視覚・聴覚教材として授業内容関連動画の視聴〔音・美〕演奏などの録音、作品の撮影、学習過程の記録として保存 |
| 外国語 | ・カメラアプリを活用、自分の発表を撮影してフィードバック・ロイロノートの活用、ペーパーを電子データで配布、英作文など他生徒の英文を参考にすることも可能（学校単位費用　\1100/1人初年度無料） |
| 家庭 | ・実習授業で動画を撮影（被服の縫い方、調理の材料の扱い方）などをおこない、必要に応じて見直し、確認が可能な状況にする。・将来的にはワークシートをタブレットに代えて、ペーパーレスを図る。 |
| 情報 | ・調べ学習、意見の共有（デジタルホワイトボードの活用） |
| ②家庭・その他の場所で | 国語 | ・課題を配信し、取り組んだものを提出させる。・映像授業の活用（スタディサプリ）・登下校時や休み時間に、アプリを用いた漢字や古文単語の小テスト対策に取り組ませる。 |
| 地歴 | ・調べ学習での利用・アプリや問題集を利用した予習・復習。ただし有料コンテンツが多いのではないか（Quizletなどの無料アプリは内容（信頼性）がやや不安）。・データによるレポートの作成及び提出 |
| 数学 | ・欠席者の学習補助、宿題の配信 |
| 理科 | ・実験の記録等に活用・探究活動における調べ学習 |
| 保体 | ・リモート学習時には家庭でできるトレーニング動画を配信・保健においてもリモート授業ができるように準備する |
| 芸術 | （特になし） |
| 外国語 | ・Festaの利用（現1年）音読の回数や音声をAIが判定・スタディサプリ　課題の配信など・Googleフォーム　小テストに利用（配信30分以内に、など多様な活用が可能） |
| 家庭 | （特になし） |
| 情報 | ・家庭での動画等による学習（学校で実習） |

２　必要なもの（補助機器、アプリなど）

|  |  |
| --- | --- |
| 国語 | ・ロイロノートの活用 |
| 地歴 | ・教師用の端末機（パソコン・タブレット）の確保。・生徒用の予備端末機の確保。故障した、忘れたなどへの対応のため。・使い勝手のよい提示装置の整備。・ネット回線は大丈夫なのかが少し不安 |
| 数学 | ・教員用のタブレット（ｉＰａｄ）・黒板ではなくホワイトボード・生徒一人ひとりにGoogleのアカウントを持たせる。ノートアプリ活用 |
| 理科 | （記述なし） |
| 保体 | ・特大のモニター・体育館にもＷＩＦＩ環境・撮影した動画が数秒後に自動再生される機器アプリ・画像の重ね合わせが可能なカメラアプリ |
| 芸術 | 〔美〕ロイロノートの活用、写真を撮って課題の進捗状況を把握〔音〕Garage Band／Medly　楽器の疑似体験、作詞作曲編曲の応用 |
| 外国語 | ・キーボード・ｉＰａｄ用のイヤホン（マイク内蔵のものが良い）…各自で音読練習可能・辞書アプリ「物書き堂」 |
| 家庭 | ・キーボード、タッチペンは必要。 |
| 情報 | ・教員用のｉＰａｄそのもの。動画撮影・編集用のソフト・GoogleclassroomやTeamsなどのアプリ・できれば画像編集用のアプリ |

３　今後の課題について

|  |  |
| --- | --- |
| 国語 | ・授業者の知識、技能の向上・利用方法についての意見・情報交換 |
| 地歴 | ・有料アプリなどを使用するときの費用負担は大きい。個々の生徒や学校に委ねるのではなく、県レベルでの法人契約をおこなうなど積極的な支援が必要だと考える。また家庭が貧困状態にある中で、3年間を見据えた時におそらく8万～10万程度の出費となることを考えた時に、県からの貸与という形式も長期的には改善されればと考える。また教員のスキル向上、使用上の学校としてのルール、保護者への対応の一元化なども議論していくべきだと考える。 |
| 数学 | ・週末課題を取り組む際のノートが何冊もあり、職員室前にわざわざ提出することを解消するため、ノートアプリを導入し、ネットワーク上で課題を提出できるようにするべき。 |
| 理科 | ・教員のスキルとノウハウ、さらに具体的な活用例　ほとんどのことはスマホでできてしまうので、ｉＰａｄ（タブレット）でなければできないことがあるのか分からない。実践記録やノウハウが知りたい。使いやすいアプリや、活用例についての情報が必要。 |
| 保体 | ・屋外での使用時は破損しやすいのではないか。 |
| 芸術 | （特になし） |
| 外国語 | ・回線の接続状況、条件の向上が必要　（現在、サーフェイスで使用時に40人中で2～3人は接続不良が出る）・家庭ではゲームなど学習以外に使うことがあるので不安がある。 |
| 家庭 | ・実習室（被服室、調理室）、選択教室におけるWIFI環境の整備・同じくプロジェクターの整備・職員全体を対象とした研修会の開催（使用法、使用例など） |
| 情報 | ネットに繋がるかどうか |

４　今後、取り組んでみたいこと、気がついたことなど

|  |  |
| --- | --- |
| 国語 | ・グリープワークの発表をタブレットを用い、共有しやすくする。小テストをGoogleフォームを用いて実施する。 |
| 地歴 | ・いわゆる「反転授業」にとりくむこともできるかもしれない。ただし教材作成の負担が大きいため、すべての授業でおこなうことは困難だろう。・従来の主体的対話的深い学びに向けた共同学習等で活用方法がある。(生徒による紙上討論、ＧＩＳとの連携、調べ学習など)また大量のレポートを紙で提出させる手間や紛失の危険性も軽減できる |
| 数学 | （教科としては意見がまとまっていません） |
| 理科 | ・上記３と同じ |
| 保体 | ・デジタル教科書の導入 |
| 芸術 | 〔音美書〕三科合同制作で、創作した曲、書、絵をタブレットにて編集・発表する（パワーポイント活用） |
| 外国語 | ・選択教室にもプロジェクターを入れて欲しい。 |
| 家庭 | 現在検討中 |
| 情報 | 今のところなし |



第１学年（４５回生）保護者様

令和３年９月　　日

県立宝塚西高等学校

校長　　野崎　雅弘

ＢＹＯＤ事業に伴うタブレットの配付につきまして（ご連絡）

清涼の候、保護者の皆様にはますますご清祥のことと存じます。

日頃から本校の教育活動にご支援いただき、ありがとうございます。

さて、本校では新１年生の４５回生から生徒一人一台タブレット端末を保有して、授業等で活用するＢＹＯＤ事業の先行実施校として保護者の皆様にご案内させていただいておりますが、先日お知らせしましたように世界的な半導体不足の関係でタブレットの納入時期が大幅に遅れておりました。

この度、　　月　　日にようやく大塚商会の取扱いでタブレット（iPad）が納入されることとなり、以下の日程でキッティング作業等をおこなったうえで生徒の皆さんにお渡しします。なお、費用につきましては学年費のうちから支払わせていただきます。

なお、今回納入されるのは諸事情により当初予定していた第８世代ではなく、今月末に発売開始の最新タイプ（第９世代）のタブレットとなります。大きさやデータ容量等は代わりませんが、デザイン変更のためカメラの位置などが異なりますことをご了解ください。

記

１　納入後の日程について

　　　　月　日（　）　本校にタブレット納品

　　　　月　日（　）　本校にてキッティング作業を実施

　　　　月　日（　）　ホームルームでタブレットを配付、動作確認を実施

　　　　　　　　　　　動作確認で異常がある場合にはキッティング作業を再度実施

　　　　　　　　　　　配布後、授業等で使用開始

　　（※）タブレットを既に保有している場合のキッティング作業については個別に連絡します。

２　アプリケーション等の購入について

　　特に学校で購入を指定するアプリケーションはありません。

　　　キーボード、タッチペンについては別途連絡させていただきます。カバーなどにつ

いては必要な場合各自でご用意ください。

３　AppleCareの申し込みについて

　　　保証や保険については各ご家庭でご相談いただき、必要な場合は各ご家庭でご加入

ください。Apple社が提供しているAppleCareの申し込みにつきましては、納入後30

日以内に直接申し込むことになっています。学校から保険等を申し込むことはできま

せん。詳しくは裏面をご覧ください。

**保証・保険についてのご説明**

　①今回、購入しましたiPadには1年間のハードウエア製品限定保証と、90日間の無償テクニカルサポートがついています。

　②保証・保険につきましては、学校が直接取り扱うことができません。必要かどうかは各自でご判断いただき、必要な場合は各自で加入の手続きを行ってください。

　③Apple商品の場合、「AppleCare」に加入して損傷などのサービスを受けることが可能です。

④詳しくはAppleのホームページでご確認ください。

　　なお、今回の一括購入でタブレットを入手した場合、「AppleCare」を申し込むことができるのは　　月　　日（　　）までとなりますので、ご注意ください。

**AppleCare+ for iPad**AppleCare+に加入すると、iPadなどのサポートがの購入日から延長されます。さらに、過失や事故による損傷に対する修理などのサービスを有償で受けることができ、専任スペシャリストにチャットまたは電話で優先的に問い合わせることもできます。

**１　AppleCareの購入方法；iPadの購入から30日以内（今回の場合　　月　　日まで）**

①デバイス上で購入（「設定」>「一般」>「情報」>「AppleCare+ 保証を追加できます」選択。

　②[オンライン](https://mysupport.apple.com/add-coverage?productTypeId=SG004)で購入（お客様自身によるシリアル番号の確認とリモート診断が必要）。

　③直営店の[Apple Store](https://www.apple.com/jp/retail/storelist/)で購入（iPadの点検と購入証明書の提示が必要です）。

　④0120-277-535に電話して購入（ご自身のリモート診断と購入証明書の提出必要）。

**２　具体的なサービス・サポートの内容**

①電話・チャットによる専任スペシャリストの修理サービスとサポートをワンストップで実施。

　②宅配業者による配送、持ち込み修理のどちらも可能。

　③ハードウェア製品保証（過失や事故による修理等のサービス（年間に2回まで））

　④保持容量が本来の容量の80%未満になった場合のバッテリー修理サービス

⑤AppleCare+に加入すると、修理・交換サービス（部品代および技術料を含む）をApple認定技術者から受けられます。

⑥保証の対象はiPad本体、バッテリー（追加で購入したApplePencil、専用キーボードも。）

⑦過失や事故による損傷に対する修理などのサービス（1年間に2回まで。1回につき、iPadは4,400円、Apple PencilまたはApple製iPad用キーボードは3,700円の税込サービス料必要）

⑧ソフトウェアのサポート　Appleの専任スペシャリストへの優先アクセスで、iPadOSの基本操

　作などをサポート、iPadOSとiCloudの基本操作等を説明します。

**（※）AppleCareの申し込みを希望される場合は、必ず事前にAppleのホームページをご覧いただき、内容をご確認ください**

令和４年度新入生のタブレット購入方法について

１０月ＢＹＯＤ委員会で協議、

次年度のiPad導入についての検討資料

（※）４６回生のタブレット購入について

【４５回生】

＊タブレットは汎用性の高さからｉＰａｄ第８世代

　＊学年費より支出しての一括購入

　　＊ＭＤＭ導入は見送り（プライバシー保護の観点から独自導入は困難と判断）

＊接続作業についてはキッティング作業を依頼、納入と併せて大塚商会に委託

　　＊既にｉＰａｄを保有している場合は、キッティング作業のみを実施する予定

　　＊購入できない生徒への対応を県教委は考慮せず。サーフェイスの活用？

　★現在の状況

①半導体不足などの理由でタブレットの納入等が遅延（この現象は来年も継続？）

　②ｉＰａｄ購入できない生徒について　県教委から貸与が決定（本校にはｉＰａｄ）

　③ＭＤＭは県教委が一括で導入（→接続、アプリ導入等の作業が簡便化）

　④Ａpple社は新製品（第９世代ｉＰａｄなど）に生産主力を移行することが想定

　⑤ネットワーク回線は増設の予定（９月末）

　　　☆次年度入学生（４６回生）のタブレット導入について（検討課題）

　（１）機種は？　　①ｉＰａｄのまま→第９世代（第８世代と比較し価格等は変更？）

　　　　　　　　　　②機種変更　→どの機種にするか？　変更する理由が必要

　　　　（※）機種選定の前提条件は使用目的、使いやすさ、汎用性、価格、耐久性etc

　（２）購入方法は？

　　　　　 ①今年度と同じく業者による一括購入→業者選定は今年度同様に入札必要

　　　　　　　（＋） ・機種や導入時期をまとめることが可能

　　　　　　　　　　（特にキッティング作業を円滑に行うためには一括購入が不可欠）

　　　　　　　　　　 ・学年費一括納入で支払いの手間が簡素化

　　　　　　　（－） ・今年度は機材不足で全体的に利用ができなかった（次年度？）

　　　　　　　　　　 ・学年費の増額

　　　　　　②各家庭で個別購入　→合格者個々で指定した機種を購入してもらう

　　　　　　　（＋） ・個別購入の方が早く入手（？確証なし）

　　　　　　　　　　 ・購入に関する学校の手間等は削減

　　　　　　　（－） ・機種や納入時期の統一が困難（一定の幅が必要）

　　　　　　　　　　 ・個々の購入が困難な家庭への対応

　　　　　　　　　　　　→県教委による導入サポート整備が進み課題が解消しつつある

　　　　　　　　　　　　（本校へのｉＰａｄ貸与、県教委によるＭＤＭ導入）

（※）個別購入の場合　機種・購入方法などをあらかじめＨＰに掲示するなど告知

　　　「ｉＰａｄで最新のＯＳであること」

　　　　　そのうえで購入期限を指定し、時期を併せてＭＤＭを利用して一括で接続

　　　　→（その場合の検討事項）

 ・指定機種以外の購入をどこまで認めるか

　　　　　　 ・購入しない（できない）場合の貸与の基準、貸与機種の管理

（※）次年度はiPad第９世代を基本とし、各家庭で個別購入の方法を採用予定

収　入

印　紙

契　　　約　　　書

１　品　　　名　　10.2インチｉＰａｄWi-Fi 64GB スペースグレイ

２　数　　　量　　２３５

３　価　　　格　　物品価格　　　７，９９０，０００円（単価３４，０００円）

　　　　　　　　　役務（請負）　　　６００，０００円

　　　　　　　　　役務（委任）　　　１００，０００円

４　契約金額　　　　　　　　　　９，５５９，０００円

　　　　　　　　　　（うち消費税及び地方消費税の額　　８６９，０００円）

５　納入期限　　　　　　　年　　月　　日

６　納入場所　　兵庫県立宝塚西高等学校

７　納入の方法　　納入場所に搬入

兵庫県立宝塚西高等学校（以下「甲」という。）と株式会社大塚商会（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入及び役務について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総　則）

第１条　乙は、あらかじめ甲との間に定めた注文書等に基づいて、納入期限内に物品を納入し、甲から請負、委任された役務を果たさなければならない。

２　乙は、注文書等又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入等に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検　査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副２通を提出し、甲の検査を受けなければならない。

２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

（手直し、補強又は取換え）

第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを修正して検査を受けなければならない。また、役務の履行についても同様である。

（給付の完了）

第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第６条　甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、代替物もしくは不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。また、役務の履行に際しても、その内容が契約の内容に適合しない場合も同様である。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

４　追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

５　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

６　物品にメーカー保証書が添付されている場合には、前５項は適用されず、乙は当該保証書の範囲についてのみ契約不適合責任を負うものとする。

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第９条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（個人情報の保護）

第10条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

２　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

３　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければなければならない。

５　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

６　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

７　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲によりあらかじめ指定された兵庫県立宝塚西高等学校内の場所において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

８　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

９　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

10　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

第11条の３　甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　甲は、前２条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

３　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

４　甲は、前２条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

５　前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第12条　甲は、次条第１号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第３項から第７項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第15条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

　（賠償の予約）

第16条　乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第17条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（調査への協力）

第18条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（協　議）

第19条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年　　月　　日

甲　宝塚市ゆずり葉台１－１－１

　　兵庫県立宝塚西高等学校

　　　　校　長　　野崎　　雅弘　　印

乙　住　　所

　　会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　印

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

　　年　　月　　日

兵庫県立宝塚西高等学校長　　様

住　　所

会 社 名

代表者名

電　　　話　　（　　　）　－　　　番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電子メール

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

　　　10.2インチｉＰａｄWi-Fi32GB スペースグレイ納入契約

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県立宝塚西高等学校長　様

所　 在 　地

名　　　　称

代　 表 　者

職 氏 名　　　　　　　　　　　　　印

電　　　話（　　　　）　　　　－　　　　番

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）

(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

(7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）

(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）

(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

株式会社　大塚商会　御中

令和３年５月３１日

県立宝塚西高等学校

校長　野崎　　雅弘

手 配 依 頼 書

株式会社　大塚商会　御中

令和３年５月３１日

県立宝塚西高等学校

校長　野崎　　雅弘

手 配 依 頼 書

　本校では、今春新入学を迎えた生徒に対し、Apple製品の購入を推薦するにあたり、貴社見積書に基づき購入募集を実施しました。

ついては、生徒への配布にあたって貴社に製品の手配を依頼致します。

　なお、代金の支払については学年費から一括で納入します。また、本依頼書をApple Japan社に提出する事に同意致します。

　本校では、今春新入学を迎えた生徒に対し、Apple製品の購入を推薦するにあたり、貴社見積書に基づき購入募集を実施しました。

ついては、生徒への配布にあたって貴社に製品の手配を依頼致します。

　なお、代金の支払については学年費から一括で納入します。また、本依頼書をApple Japan社に提出する事に同意致します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 製品型番 | 製品名 | 対象学生数 | 備考 |
| 1 | MK2K3J/A\*\* | 【大塚商会様専用】10.2インチ iPad Wi-Fi 64GB - スヘ゜ースク゛レイ (教育機関向け) | 235 |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |

以上

令和3年10月4日

株式会社大塚商会　御中

受領書

県立宝塚西高等学校

校長　野崎　雅弘

　本学にて今春新入学を迎えた学生に対し実施したApple製品の推薦販売につきまして、下記の製品が学生側に引き渡された事を報告致します。

　また、本受領書をApple Japan社に提出する事に同意致します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 製品型番 | 製品名 | 数量 | 備考 |
| 1 | MK2K3J/A\*\* | 【大塚商会様専用】10.2インチ iPad Wi-Fi 64GB - スヘ゜ースク゛レイ (教育機関向け) | 235 |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |

 以上